

社会福祉法人 福祉楽団

Ⅲ-5-2 一般事業主行動計画

(目的)

第1条 この計画は、仕事と生活の調和を目指し、社会福祉法人福祉楽団（以下、「法人」という。）の職員全員が働きやすい職場環境をつくることにより、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

(計画期間)

第2条 計画期間は、2022年4月1日から2027年3月31日までの5年とする。

(計画の見直し)

第3条 計画期間中において人事制度の改定や職員からの要望等に応じ、随時弾力的に見直し、変更できるものとする。

(目標と計画)

第4条 子育てと仕事が両立できる環境の整備について、以下のとおり、目標と対策を策定し実施する。

① 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目 標 職員のワークライフバランスを確保するため、勤務間インターバル制度を導入する。

計 画 制度を導入しても勤務体制に影響が出ないように職員の配置を検討し、制度を導入する。法人内の運営会議等において、この制度について周知する。

② 時間外勤務削減のための措置

目 標 専ら介護の現業に従事する職員の一月当たりの平均残業時間を3時間以内とする。

計 画 ケア記録のあり方や業務内容を見直すために検討の場を設け、その内容を決定する。法人内の運営会議等及び情報システムの掲示板等を用いて、決定した内容を周知する。

③ 男性による子育てを目的とした休暇の取得促進

目 標 男性職員における育児休業の取得率を10%以上にする。

計 画 男性職員が、その配偶者の出産にあたり育児休業を取得することを促進するため、情報システムの掲示板等を用いて周知する。

- ④ 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知
- 目 標 育児休業等の制度について職員向けのパフレットを作成する。
- 計 画 各種休業制度の情報をまとめ、職員が制度を理解しやすいようなパフレットを作成する。職員への配布や、情報システムの掲示板等を用いて周知する。
- ⑤ 雇用環境の整備に関する事項以外の、次世代育成支援対策に関する事項
- 目 標 子どもが、保護者である職員の働いているところを見ることができるよう「子ども参観日」を実施する。
- 計 画 受け入れ方法や体制について検討し、参観日を企画する。参観日を実施し、次回に向けての検討をする。

附 則 この規定は、2022年4月1日から施行する。